

赤穂市告示第 33 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、赤穂市立坂越駅前自動車駐車場及び赤穂市立有年駅前自動車駐車場の使用料並びに坂越駅前レンタサイクル事業の賃貸料の収納事務を次の者に委託したので、同条第 2 項及び赤穂市財務規則（昭和 39 年赤穂市規則第 6 号）第 46 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

赤穂市長 牟禮正稔

1 委託事務

赤穂市立坂越駅前自動車駐車場及び赤穂市立有年駅前自動車駐車場の使用料並びに坂越駅前レンタサイクル事業の賃貸料の収納事務

2 委託先

名 称 アマノマネジメントサービス株式会社 大阪支店
支店長 石川 結城
所在地 大阪市西区立売堀 1 丁目 6 番 17 号

3 指定をした日

- (1) 赤穂市立坂越駅前自動車駐車場の使用料及び坂越駅前レンタサイクル事業の賃貸料の収納事務 平成 30 年 4 月 9 日
- (2) 赤穂市立有年駅前自動車駐車場の使用料の収納事務 平成 31 年 4 月 22 日

4 委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日